

## 白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

決定 平成30年2月26日

改訂 令和3年3月24日

白鷹町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須事務として明確に位置づけられた。

白鷹町の農業経営形態は、水稻を基幹として典型的な複合経営が行なわれている。かつては養蚕業が盛んで、水稻と養蚕の複合経営が大半を占めたが、養蚕業の衰退とともに、複合経営の作物は、畜産、施設園芸、果樹などへと変化している。しかし、担い手の減少、高齢化等とともに遊休化している農地も少なくない。

こうした遊休農地の発生防止・解消を進めていく一方、農地中間管理事業を活用しながら、認定農業者等の担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、町の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、白鷹町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、「農林水産省・地域活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定 令和2年12月15日改訂）においては、「2023年度（令和5年度）までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされているが、この指針においては、現状を踏まえた目標を設定することとし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	1,970ha	59.2ha	3.0%
3年後の目標 (令和5年4月)	1,940ha	49ha	2.5%
目 標 (令和11年4月)	1,900ha	28ha	1.5%

注1：管内の農地面積 (A) については、「耕地及び作付面積統計 (令和2年2月公表) における耕地面積」と「遊休農地面積 (B)」の合計を使用した。

注2：年間3ha以上の解消を目標とし、令和11年4月時点の遊休農地面積が、令和2年4月時点の遊休農地面積の概ね1/2となることを目指す。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員により、農地法 (昭和27年法律第229号) 第30条第1項の規定による利用状況調査 (以下「利用状況調査」という。) を実施し、その結果を踏まえ、同法第32条第1項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。) を実施する。調査時期については、「農地法の運用について」 (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林産省経営局長・農村振興局長連名通知) を参考に実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム (全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の適正な記録の確保と公表の迅速化に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によりB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	1,910ha	852ha	44.6%
3年後の目標 (令和5年4月)	1,890ha	945ha	50.0%
目 標 (令和11年4月)	1,870ha	1,120ha	60.0%

注1：管内の農地面積（A）については、遊休農地は含めず、実際に耕作されている農地面積である「耕地及び作付面積統計（令和2年2月公表）における耕地面積」を使用した。

注2：現状値は東北農政局がまとめた「東北管内における市町村別の担い手への農地集積率（令和2年3月末）」の公表値を使用した。

注3：平成26年9月策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においては、担い手への農地利用集積率は令和6年9月に80%を目標としているが、現在の状況を踏まえ、年間集積面積を30ha以上とし、農地利用集積率は令和11年4月に概ね60%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「実質化された人・農地プラン」の実践について

- 各地区の話し合いの場に参加し、「実質化された人・農地プラン」に定めた中心経営体への農地の集約化の将来方針に基づき、地区の状況を踏まえながら、認定農業者等の担い手への集積・集約が進むよう主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、町や関係機関と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用を推進するとともに、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを行う。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和2年4月)	8 経営体
3年後の目標 (令和5年4月)	18 経営体
目 標 (令和11年4月)	36 経営体

注1：新規参入者数は平成29年度からの累積の数値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 新規参入の相談・支援

- 町、農協、都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構及び農地

中間管理機構等の関係機関と連携し、新規参入希望者（法人を含む）の相談窓口となり、必要に応じて農地所有者との橋渡し等の支援を行う。

② 新規就農フェア等への協力について

- 町、農協及び新規就農者受入協議会等と連携し、新規就農フェア等に積極的に協力し、情報の収集に努め、新規参入の受入れとフォローアップ体制の整備に協力する。

③ 企業参入の促進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得ることから、農地情報の提供、農地中間管理機構の活用の推奨等の支援を行い、企業参入の促進を図る。

④ 参入後の支援について

- 農業委員及び推進委員は、参入後も引き続き相談窓口となり、新規参入者が順調に営農していけるよう、必要に応じ支援を行う。